

農の力を未来へつなぐ

NOSAI

平成29年
第14号 秋

 **NOSAI**
山口県農業共済組合



P1-2
水稲の被害申告について

P3-4
(特集) 獣害対策

P11
収入保険制度スタート
職員募集について


**備えの種を
まこう。**

水稻の被害申告の受付を開始します

まもなく水稻の収穫時期を迎えます。圃場をよく見回り、被害がないか確認をお願いします。収穫期に合わせて損害評価を行うため、左下表の「被害申告の目安」を参考に、加入方式ごとの被害割合を超える減収が見込まれる場合は被害申告をしてください。

損害評価とは
被害申告のあった圃場ごとに、共済減収量（支払対象となる減収量）を算出するための収量調査です。調査結果は支払共済金決定のほか、今後の共済掛金率の算定の基礎になります。

被害申告は早めに
申告の際は、評価日にあわせて、早めに損害評価野帳を提出してください。

稲の刈り取り後は、評価できませんので、必ず刈り取り前に申告をしてください。



●被害申告の目安

加入方式と補償割合		被害割合（支払開始割合）
一筆方式	7割補償	耕地ごとに基準収量量の 3 割を超える減収
	6割補償	耕地ごとに基準収量量の 4 割を超える減収
	5割補償	耕地ごとに基準収量量の 5 割を超える減収
半相殺方式	8割補償	農家ごとの基準収量量の 2 割を超える減収
	7割補償	農家ごとの基準収量量の 3 割を超える減収
	6割補償	農家ごとの基準収量量の 4 割を超える減収
全相殺方式		農家ごとのすべての耕地の収量量の合計に基づき収量の減収を補償
品質方式		農家ごとに収量量及び品質の低下による生産金額の減少を補償

※全相殺・品質方式を選択されている方は組合にご相談ください。
※基準収量量とは、いわゆる平年の収量量になります。

詳しい評価日程等は、別途案内している「水稻被害申告（損害通知）について」をご覧ください。

共済事故となる災害

農作物共済における主な共済事故は、風水害・干害・冷害などの気象上の災害、いもち病・紋枯れ病・ウンカなどの病虫害、イノシシ・シカ・サルなどの獣害等となります。これらの災害により共済金支払対象となる減収が発生した場合に共済金が支払われます。

ただし、人的被害、薬害、公害などは共済事故になりません。

お願い

立札は、ビニール袋等に入れて穂よりも高く目立つように、被害圃場に設置してください。
「しっかい悉皆調査」前日までに必ず設置し、収穫が終わるまで立てたままにしてください。



被害発生から共済金支払いまでの流れ

① 損害通知書（野帳）の提出



② しっかい 悉皆調査（検見）

損害評価員が評価班を編成し、被害申告があった圃場全筆の見込収量量を調査（検見）します



③ 抜取調査（組合実測）

調整評価員が評価班間の均衡を図るため、評価地区ごとに10筆以上を抜取調査（坪刈り）します



④ 損害評価会で審議

しっかい 悉皆調査、抜取調査で得た資料を基に算出した減収量について、損害評価会に諮問します



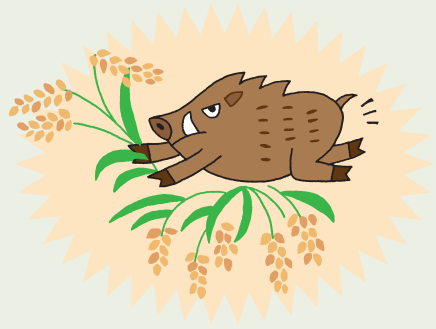
⑤ 国で審査

農林水産省は組合が提出した減収量の審査を行い、減収量を認定します



⑥ 共済金のお支払い

認定を受けた減収量を基にして、支払対象の組合員さんに共済金をお支払いします



適正な損害評価を行うためにご協力をお願いします

- 損害評価は、地域の生産者の代表である損害評価員・調整評価員さんをお願いしますので、急に評価を行うことはできません。詳しい評価日程等は、別途案内している「水稻被害申告（損害通知）について」をご覧ください。申告期限の厳守にご理解をお願いします。
- 被害申告した圃場の収穫予定日が早まる場合は組合までご連絡ください。

ご注意ください

- ◎ 被害申告がない場合や、刈り取り後の被害申告に対しては損害評価はできません（共済金をお支払いできません）。
- ◎ 近年、イノシシ・シカ等による獣害の被害申告が増えています。損害評価にあたり複数年連続して被害になった圃場及び防護用の電気柵、トタン等が適切に設置されていない場合は、一部分割評価をされることもあります。